

Information

令和7年1月より時給を1200円に！只今、パート職員、募集中！

山脈はパート職員の時給を令和7年1月より1200円に改正します。詳しい仕事内容、給与、待遇等については法人事務局までお問合せください。

1. みやま工房（就労継続支援B型） ①法人事務局事務員、②就労支援スタッフ

【仕 事】①経理、労務、庶務など法人事務局業務全般
②農業（畑やビニールハウスでの野菜作り）、リサイクル事業（パソコン等の解体作業）

【勤 務】①、②ともに、9時～16時（昼休憩1時間あり）

【休 日】土曜日・日曜日・祝日

2. キッチンハウスみやま（就労継続支援B型） 就労支援スタッフ ①厨房業務、②配達業務

【仕 事】①お弁当作り（調理、配膳など）

②お弁当のルート配達

【勤 務】①8時～12時、3～4時間程度の勤務

②10時～12時、2時間程度の勤務

【休 日】土曜日・日曜日・祝日

3. 麦のゆめ（就労継続支援B型） 就労支援スタッフ

【仕 事】パンやお菓子作り、パンの販売、内職などの軽作業、旅館のお掃除

【勤 務】8時～17時 6時間程度の勤務（休憩1時間あり）

【休 日】水曜日、日曜日

令和7年度賛助会員受付中！

「山脈」の設立趣旨に賛同し、私達の活動を応援してくれる方を募集します。一口 2,000 円で何口でもかまいません。皆様の温かいご理解とご支援を宜しくお願い致します。

賛助会員 年会費 2,000 円(一口)

山脈ニュースをお届けします

賛助会員になられた方には、毎月、当法人の活動の内容をお伝えする「山脈ニュース」をお届けします。

発 行

特定非営利活動法人 山 脈 理事長 笹澤 賢一

住 所：〒370-3604 群馬県北群馬郡吉岡町大字南下 983-2

電 話：0279-54-2947 FAX：0279-54-9171

E-mail：rep@npo-yamanami.jp

URL：http://www.npo-yamanami.jp/

運 営 就労継続支援B型事業所「みやま工房」

就労継続支援B型事業所「麦のゆめ」

就労継続支援B型事業所「キッチンハウスみやま」

グループホーム「ハーモニーやまなみ」1号・2号・3号・5号・6号

(文責：笹澤賢一)

NPO

法人

山脈ニュース

2025.1

No.258

新年明けましておめでとうございます！

輝かしい令和7年の年頭にあたり謹んで新春のご挨拶を申し上げますとともに、皆様には良き新年をお迎えることとお慶び申し上げます。また、旧年中は特定非営利活動法人山脈並びに当法人が運営する障がい者福祉事業に対し温かいご支援とご理解を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年は障害福祉の歴史にとって正にターニングポイントと言える年になりました。それは優生保護法被害者の原告者とその弁護士や関係団体による優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（優生連）とが闘ってきた「優生保護法問題の全面解決に向けた運動」が大きな山を越え、昨年7月3日、最高裁判所にて勝訴判決を勝ち取ったことです。そして、その判決では、障害者の差別や偏見を国策として助長してきた優生保護法が1948年の立法当時から憲法違反であり、国に謝罪とその補償が明言されました。

ところで、この「優生保護法問題の全面解決に向けた運動」は実はこれからが私達にとって大切なのです。国には過ちを認め、その責任により国会の謝罪決議と補償法を広く国民に周知し、優生保護法問題の全面的な解決をして頂きます。それには、優生保護法による全ての被害者に対する補償に向けた施策、真相究明と再発防止のための調査・検証、障害者に対する偏見差別の根絶に向けた施策など、国は取組まなければならない課題はまだあります。しかしながら、昨年は障害のある人は劣っているという考え方（優生思想）を根絶し、障がいのあるなしに関係なく全ての人の人権が守られる社会作りに向け大きな第一歩を踏み出した年になったことは間違いありません。

また、一方で昨年は営利企業の参入が急速に進む中、障害福祉が市場化され、悪い言い方をすれば金もうけの対象となった結果、一部の悪質な営利企業により「喰いもの」にされている実態が明らかになってきました。急激に全国に104カ所ものグループホームを全国展開した株式会社「恵」の事件がその典型です。「恵」は、高齢化・重度化した障害のある人を対象とした比較的、給付費の高い日中サービス支援型グループホームを標的にし、入居者の食事内容を1日1000円に抑え、食事代を水増しピンハネすることで多額の利益を得たり、必要な職員配置を満たさず、給付費の不正請求も発覚しました。また、一部のグループホームで入居者への虐待の報道もされました。これは氷山の一角であり、日中サービス支援型グループホームの他にも給付金収益を目的に「もうけ本位」を目的とした営利企業が障害福祉サービスに参入してきています。

更に、金もうけの方法は、グループホームの運営に留まらず、日中サービス支援型グループホームを「長期に利用できる」とし、「不動産投資」の対象としたビジネスモデルも横行し始めているそうです。そうした中、私達は改めて障害福祉サービスの質と運営者としての資質が求められていると感じています。

さて、迎えた令和7年も障害福祉を取巻く社会情勢をみると大変な厳しさが続きます。長きに亘り、猛威を振るった新型コロナウイルス感染症をはじめとする未知の感染症、昨年、能登半島を襲った震災や豪雨災害などの自然災害、更にはロシアのウクライナ侵攻や緊張が続く中東情勢に端を発した物価高騰の影響も未だに社会に多大な影響を及ぼしています。そして、日本を戦争ができる国にすべく、その準備とも言える防衛費の増額、その一方で、私達の暮らしを支える教育・医療・福祉予算の益々の抑制が続いています。

福祉・介護の人材不足が社会問題となっていますが、山脈においても職員不足が深刻化し、障害福祉サービス事業の継続が危ぶまれています。そのため、山脈は各関係団体と共に障害のある人への支援を安定させるために基本報酬の大幅拡充などを求め、運動を続けていきます。

令和7年も厳しい状況に変わりはありませんが、山脈は役職員が英知を絞り「障害があっても安心して暮らせる社会の一助」になるために努力をいたす所存であります。

つきましては、今後とも変わらぬご指導お力添えをお願い申し上げます。新年のご挨拶と致します。(賀状にかえて)

令和7年元旦

特定非営利活動法人山脈 理事長 笹澤賢一

役職員一同

きょうされん第48次国会請願署名・募金運動全国キャンペーン

(2024.12月～2025.4月)

どうして、きょうされんは国会請願署名・募金にとりくむのか？

国会請願は、私達の願いに基づいた制度や社会となるよう、法律を変えて欲しい、新たに作って欲しいと、国会に願い出ることです。憲法第16条で保障された私達の権利です。

きょうされんは、1977年に結成してから毎年国会請願に取組み、今回で48回目となります。

長年、国会請願を続けてきたことで、新たに制度が作られたり、少しずつ利用しやすい仕組みになったりしました。また、制度がこれ以上悪くならないように歯止めをかける役割もあります。

第48次国会請願の趣旨（ねらい）

優生保護法の被害について39人の原告が国を訴えた裁判は、最高裁判所大法廷で、原告勝訴の判決が出されました。被害にあった人の人権を回復・補償するために、そして障害のある人は劣っているという考え方（優生思想）をなくしていくために、とても重要な判決となりました。

しかし、障害のある人の暮らしは、ずっと厳しいままです。そこに物価高が追い打ちをかけています。そして、障害のある人を支える職員が足りない状況はますます厳しくなっています。

障害のある人が障害のない人と同じように生活ができるよう、障害福祉にかかる予算を2倍にするなどの対応が必要です。

障害のある人の人権が守られ、安心した生活が送れるよう、請願項目1～6について要望します。

【請願項目1】

優生思想や障害による差別や偏見を根絶するために、国は責任をもって、国会の謝罪決議と補償法をひろく周知し、優生保護法問題を全面的に解決してください。

7月3日の最高裁判所大法廷での原告勝訴判決を受けて、国と原告たちは基本合意を交わしました。その調印式で優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（優生連）は次の言葉を宣言しました。

「優生思想をのりこえて、生きるに値する人と、そうでない人という分断、差別を無くす出発の日」

1948～1996年まで日本の法律だった「優生保護法」は、障害のある人などに、子どもをつくれなくなる手術を強制していました。被害者は約2万5000人と言われています。

2018年からはじまった裁判では、全国で39人に原告が立ち上がりました。2024年7月3日、最高裁判所は裁判官15人全員が一致して、優生保護法は違憲であると判断しました。その後に首相や大臣らが次々と謝罪して、国会における謝罪の決議がまとめられ、補償する法律が成立しました。

これから、国会の謝罪決議や補償法をひろく知らせることが必要です。身近に、被害に気づいていない人や苦しんでいる人がいるはずです。そして、障害のある人は劣っているという考え方（優生思想）をなくしていくとくみが必要で

【請願項目2】

障害のある人の生活水準を「他の者と平等」にするために、障害年金を大幅に引き上げるとともに、家族依存から脱却できるための福祉制度を拡充してください。

きょうされんの調査では、ワーキングプアと呼ばれ、十分に暮らすことのできない状態である年収200万円に届かない障害のある人が97.2%もいることが明らかになりました。また、40代前半の障害のある人の50%以上が親と一緒に住んでいます。結婚した相手がいる障がいのある人は、60代前半で10.5%と、国民全体に比べ7分の1も少ないのです。

こういった現状から、障害のない人と同じように生活できるようにするためには、まず所得を増やす必要があります。きょうされんの調査でも所得が高くなると親と一緒に住む人が少なくなることが示されています。家族の支援が前提のしくみから、社会が支えるしくみにしていくことを求めます。

【請願項目3】

事業の継続が危ぶまれる職員不足を解決し、障害のある人への支援を安定させるために、障害報酬の時間払いと日額払いをただちに見直し、基本報酬を大幅に拡充してください。

ヘルパーやグループホームのキーパーが少なく困っています。ヘルパーやキーパーが少ないのは、その人たちの給料が安いからだと思います。私達は支えがないと生きていけません。365日24時間必要な支援が受けられるように、生活を支える制度を充実し、そこで働く人の給料を上げてください。

日中の職員についても同じです。募集をしても応募がありません。私達の給料を上げるには、安定した仕事と十分な職員の支援が必要です。しかし、私達の仕事を支える支援員の給料が低いということは、支援を受けている私達を軽視しているとも言えます。職員が安心して働けるよう、職員の給料を上げてください。

(2024年11月、きょうされん利用者部会要望書)

【請願項目4】

障害のある人や子どもの障害福祉事業や補装具等の自己負担をただちに廃止してください。

障害者自立支援法に対し、たくさんの人が「生きていくために必要な支援を受けることに利用料がかかることはおかしい」との声をあげ、多くの障害のある人の支援が無料となりました。

しかし、所得が一定額以上（本人と配偶者との所得合計）の人や、障害のある子どもの親に対する利用料負担があります。また、車椅子やメガネ、補聴器など生きるために必要な器具にも一定額の負担があります。負担があるために、必要な支援や道具を手でできなかったり、ためらったりしている人たちがいます。

【請願項目5】

障害のある人が65歳になっても、自己負担なく必要な支援を自ら選べるようにしてください。

障害のある人が65歳を過ぎると、障害福祉ではなく、介護保険を利用するように言われることがあります。介護保険を利用せざるをえなくなると困ったことが出てきます。

◎1割の利用料を払わなくてはいけなくなる

◎これまで利用していた支援の時間が減らされる

◎今まで使っていた事業所が使えなくなる

これらは、住んでいる自治体に応じて対応が違います。障害のある人が、65歳になっても、自己負担なく、自分で選んで支援を受けられるようにしないと、安心して暮らせません。

【請願項目6】

欠かせない役割を発揮している地域活動支援センターについて、国は実態を調査し、安定した運営・支援ができるよう、国の責任で制度を拡充してください。

地域活動支援センターは、多様な人を受け入れている地域の中で重要な場所です。

しかし、地域活動支援センターの実施主体は市町村なので、市町村ごとに補助金の金額や、支給方法（月額払いか日額払い）に大きな違いがあります。また、コロナを原因とする減収に対する補填の対象にならないなど、他の事業と異なる対応に悩まされています。

まずは実態を知ってほしい。それが願いです。

～以上、きょうされん発行の第48次国会請願署名・募金運動学習パンフより抜粋～

山脈はきょうされんの活動主旨に共感し、会員事業所となり群馬支部の事務局になっています。

全国から集められた国会請願署名は、5月末に東京の国会議員会館で実施される国会請願行動で、300人を超える全国のきょうされんの会員事業所の仲間や職員が、直接、国会議員や秘書に手渡します。しかし、昨年度、10人いる群馬県選出の国会議員さんには紹介議員さんになって頂けませんでした。まだまだ、運動の力が足りません。わたしたちの願いを国会に届けるため、是非、多くの方の署名が必要です。ご協力よろしくお願ひします。